

2024 年 1 月号

## EU・CSDDD (コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令) の概要と暫定合意の発表について

### I. はじめに

### II. CSDDD の概要

1. 策定に係る経緯等
2. 日本企業への影響
3. 適用対象企業
4. DD の範囲
5. DD 義務の内容
6. 違反時の制裁・責任
7. その他

### III. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 御代田 有恒

TEL. 03 6266 8989

[aritsune.miyoda@mhm-global.com](mailto:aritsune.miyoda@mhm-global.com)

弁護士 白井 俊太郎

TEL. 03 6213 8110

[shuntaro.shirai@mhm-global.com](mailto:shuntaro.shirai@mhm-global.com)

弁護士 工藤 恭平

TEL. 03 6266 8584

[kyohei.kudo@mhm-global.com](mailto:kyohei.kudo@mhm-global.com)

### I. はじめに

2023 年 12 月 14 日、EU 理事会及び欧州議会は、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案 (the corporate sustainability due diligence directive (CSDDD)) について、暫定合意に達した旨を公表しました (以下「本公表」といいます。)<sup>1</sup>。

従前より欧州を中心に人権に関するデューデリジェンスを法的に義務付ける動きが加速していたところ、当該公表により、特定の国にとどまらず、EU 全域に人権 DD を法的に義務付けることになる CSDDD の立法が最終段階に至ったといえます。

CSDDD は、一定規模の企業に対して人権及び環境に関する DD (以下「DD」といいます。) を義務化し、他にも制裁や民事責任等に関する規定を定めるものであるところ、日本企業は CSDDD の直接の適用対象となる可能性があるとともに、グローバルにビジネスを行っている日本企業に間接的に影響する可能性もあります。そこで、本ニュースレターでは、CSDDD の概要をご紹介します。

<sup>1</sup> [EU 理事会プレスリリース](#)及び[欧州議会プレスリリース](#)

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

## II. CSDDD の概要

## 1. 策定に係る経緯等

CSDDD については、法的安定性や公平な競争環境等の観点からの EU における統一的な規制の必要性、及び一国のみでは適切な対応が困難であるという人権・環境という事象の性質から、EU において策定が目指されてきました。

CSDDD の策定に係る経緯は下表のとおりですが、2022 年 2 月に欧州委員会が CSDDD 指令案を公表して以降、欧州委員会、EU 理事会、欧州議会の間で議論がなされてきました。そして、2023 年 12 月 14 日、EU 理事会及び欧州議会の間で本公表に至りました。本公表によれば、CSDDD については、暫定合意の段階であり、今後 EU 理事会と欧州議会によって正式に承認・採択される必要があります。

なお、暫定合意に至った指令の条文は、2024 年 1 月 16 日時点では公表されていません。本ニュースレターでは、指令案から議会修正案までの議論と本公表等の内容を踏まえて CSDDD の概要等を解説しています。

時期	経緯
2022 年 2 月	欧州委員会が、CSDDD 指令案を公表
2022 年 12 月	EU 理事会が理事会方針を採択
2023 年 6 月	欧州議会が修正案を公表
2023 年 6～12 月	トリローグ（欧州委員会、EU 理事会、欧州議会の間での協議）
2023 年 12 月	EU 理事会及び欧州議会の間で暫定合意を公表

## 2. 日本企業への影響

CSDDD の日本企業への影響という観点からは、①日本企業も CSDDD の直接の規制の対象となる（DD の実施義務を負う）可能性があります（適用対象企業については、後記 II.3.を参照ください）。また、CSDDD は、DD の実施対象として、DD の実施義務を負う企業の上流のみならず、下流も含み、直接の取引先に限られず、バリューチェーン全体を DD の対象としています。したがって、②日本企業が CSDDD に基づく DD の実施義務を負わない場合であっても、CSDDD に基づく DD の実施義務を負う企業のバリューチェーン上にいる場合、間接的に自社の人権・環境に関する DD・改善を求められる可能性があります。したがって、日本企業としては、上記の 2 つの局面において CSDDD の影響があり得ます。特に、②の局面は企業の規模にかかわらず、CSDDD の適用対象企業のバリューチェーン上であれば対応が求められる可能性があります。そのため、日本企業においても、今後も CSDDD 及びそれに基づく各国の法令の策定状況については注視をしていく必要があります。

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

## 3. 適用対象企業

## (1) 概要

人権・環境に関する DD の実施は、事務的・財務的な負担を伴うものであることから、適用対象企業は、一定規模以上の企業とされており、具体的な要件は、EU 域内企業と EU 域外の企業で区別されております。

①EU 域内企業については、従業員数 500 名超え、全世界の年間売上高 1 億 5,000 万ユーロ超という要件とされています。また、従業員数 250 名を超え、全世界の年間売上高 4,000 万ユーロ超の企業のうち、繊維、服飾、林業・漁業、建設業等の人権や環境の観点から高リスク事業における売上高が 2,000 万ユーロ以上の企業も適用対象とされております。

②EU 域外の企業については、EU 域内の年間純売上高が上記の基準を超える場合に適用対象とされております。もっとも、EU 域外の企業については CSDDD 発効から 3 年間という猶予期間が設けられています。なお、本公表によれば、適用の対象となる EU 域外の企業のリストが公表される予定です。

## (2) 金融業界について

CSDDD 策定に係る議論においては、金融機関（銀行、資産運用会社、保険会社等）に CSDDD の遵守を求めることは過大な負担になるのではないかと懸念が示されており、金融業界を CSDDD の適用対象とするかは重要な争点の一つになっておりました。

欧州議会の記者会見<sup>2</sup>によれば、金融業界に関しては、自社及び川上は CSDDD の適用範囲になりますが、川下は暫定的に適用範囲から除外されており、今後の影響評価の結果次第では、見直しが行われる可能性があるとされております。

## 4. DD の範囲

本公表では、「企業は、生産、供給、輸送・貯蔵、設計、流通など、自社および自社の川上・川下のパートナーが人や地球に与える負の影響を特定し、評価し、防止し、軽減し、停止させ、是正しなければならない」とされており、川上のみならず、川下も含んだバリューチェーン全体が DD の対象となっています。

<sup>2</sup> [Press conference by Lara WOLTERS, rapporteur, Commissioner Didier REYNDERS and Spain's State Secretary Gonzalo GARCÍA ANDRÉS on Deal on due diligence rules for companies - Multimedia Centre \(europa.eu\)](#)

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

5. DD 義務の内容<sup>3</sup>

CSDDD が適用される場合、企業には、以下の DD 義務が課されます。人権に関しては、国連ビジネスと人権に関する指導原則<sup>4</sup>において提唱されている人権デューデリジェンスの内容にそうものといえます。

- ① DD 方針の策定
- ② 現実的・潜在的な負の影響の特定・評価
- ③ 潜在的な負の影響の防止、現実的な負の影響の停止・最小化
- ④ 苦情処理メカニズム
- ⑤ モニタリング
- ⑥ DD 結果の公表

## (1) DD 方針の策定

企業は DD 方針を策定する必要があるところ、DD 方針とは、DD に関する企業の方針、行動規範、DD を実施するためのプロセスをいいます。

## (2) 現実的・潜在的な負の影響の特定・評価

企業は、自社グループの事業活動やバリューチェーンにおける現実的・潜在的な人権・環境への負の影響を特定・評価する必要があるとされています。

## (3) 潜在的な負の影響の防止、現実的な負の影響の停止・最小化

企業は、人権・環境に関する潜在的な負の影響を防止する必要があるとあり、防止できない場合等には、その潜在的な負の影響を軽減する必要があるとされています。負の影響の防止に際しては、①防止に必要な措置の性質・複雑さにより必要に応じた防止行動計画の策定・実施、②契約上の保証、③必要な投資等の実施、④中小規模の企業（small and medium-sized enterprises）への支援、⑤他の企業等の協働などの対応をとることが求められています。

また、企業が現実的な負の影響を特定した場合には、その負の影響を停止する必要があるとあり、停止できない場合には、その軽減が必要とされています。負の影響の停止に際しては、上記の負の影響の防止と一部共通しますが、①負の影響の除去・軽減、②負の影響を直ちに停止できない場合における是正行動計画の策定・実施、③契約上の保証、④必要な投資等の実施、⑤中小規模の企業（small and medium-sized enterprises）への支援、⑥他の企業等の協働などの対応をとることが求められています。

<sup>3</sup> 本公表では、DD の義務の内容の詳細は記載されていないため、DD 義務の内容については、欧州委員会、EU 理事会、欧州議会それぞれが公表した CSDDD の案に基づき紹介します。

<sup>4</sup> [ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために \(A/HRC/17/31\)](#)  
[| 国連広報センター \(unic.or.jp\)](#)

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

上記のうち、契約上の保証では、企業の行動規範及び（必要に応じて）防止・是正行動計画の遵守を規定することが必要とされています。欧州委員会は、モデル条項を公表すると規定されているため、実務では同条項を参照することになると考えられます。

なお、契約の解消は最後の手段という基本的な考え方は本公表でも記載されています。

### 6. 違反時の制裁・責任

#### (1) 制裁

本公表によれば、CSDDD の違反については、企業名の公表や罰金の対象になります。罰金については、全世界の年間売上高の 5% が上限とされています。

なお、EU 各国は、CSDDD の義務の遵守状況をモニタリングするための政府機関を設ける予定です。同政府機関には、CSDDD の違反を調査し、上記の制裁を科す権限が与えられるとされています。

#### (2) 損害賠償責任

企業に CSDDD の義務に違反があった場合、企業は、負の影響を受けた当事者に対して、民事上の損害賠償責任を負うとされています。本公表によれば、かかる民事上の損害賠償責任の時効は 5 年とされています。

#### (3) 取締役の責任

CSDDD の義務違反時の取締役の責任については、トリローグ（欧州委員会、EU 理事会、欧州議会の間での協議）等の際にその有無や範囲が特に論点となっていました。本公表では特に言及がされておらず、暫定合意における取締役の責任の有無・範囲は明らかになっておりません。

### 7. その他

本公表によれば、EU 各国は、今後、企業の DD 義務について、その内容や基準、関連する欧州委員会のガイダンス、ステークホルダー向けの情報などを提供するポータルを作成する予定とのことです。

また、本公表では、CSDDD の遵守が、今後、EU における公共調達資格要件の一つになる可能性があるとされています。

## III. おわりに

以上のとおり、CSDDD は、EU 全域に及ぶことになる上、DD 等の義務の範囲も川

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

上・川下を含むバリューチェーン全体と広範です。日本企業は、CSDDD の適用対象とならなくとも、CSDDD の適用対象となる企業のバリューチェーン上である限り、CSDDD の影響を受けることがあり、人権・環境に関する DD への対応や人権・環境に関する取り組みの改善が求められる可能性があります。

CSDDD は、このように日本企業へも大きなインパクトを与える可能性があるため、その動向に引き続き注視する必要があります。

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

### セミナー情報

- セミナー 『【弁護士解説シリーズ】品質データ偽装防止～未来の不正・不祥事を防ぐために今やっておくべきこと』

『【弁護士解説シリーズ】不正・不祥事発覚後の初動対応～内部通報対応・プレスリリースからデジタルフォレンジック・記者会見まで』

『【弁護士解説シリーズ】不正・不祥事を防ぐための具体的な仕組みづくり～コンプライアンス活動の「継続」の価値』

視聴期間 2023年12月22日（金）～

講師 山内 洋嗣

主催 株式会社インソース

- セミナー 『インドにおける贈賄対応の最新のトレンド』

開催日時 2024年1月23日（火）16:00～17:00

講師 Saurav Kumar 弁護士、Avik Biswas 弁護士（INDUSLAW）、御代田 有恒

主催 森・濱田松本法律事務所（共催：INDUSLAW）

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『欧米の個人情報保護規制におけるこどもの保護の最新動向と日本への示唆』

開催日時 2024年1月25日（木）15:00～16:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人日本 DPO 協会

- セミナー 『市民社会とトリアージ—今後の人文社会学的議論に向けた論点整理—』

開催日時 2024年2月24日（土）15:30～16:50

講師 南谷 健太

主催 日本災害医学会

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『営業秘密侵害対応の刑事・民事の勘所と予防策』
- 開催日時 2024年3月8日（金）13:30～16:30
- 講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）
- 主催 株式会社経営調査研究会

### 文献情報

- 論文 「「ビジネスと人権」に関する近時の動向～経済産業省資料の解説とともに～」
- 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.1
- 著者 塚田 智宏
  
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第2回 キックバック」
- 掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
- 著者 木山 二郎、今泉 憲人、大屋 広貴（共著）
  
- 論文 「被害法人・被疑法人両者のケースを確認 営業秘密侵害事案における刑事実務上の対応策・予防策」
- 掲載誌 旬刊経理情報 No.1699
- 著者 今泉 憲人

### NEWS

- パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の17名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

#### 【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で17名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

#### 【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂 佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウイー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。



## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ **上海オフィス移転のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023年12月25日より、同ビル6階から22階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路1000号 恒生銀行大廈22階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAXに変更はございません。

➤ **新人弁護士（60名）が入所しました**

新人弁護士（60名）が入所いたしました。

朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛  
猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大  
岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥  
小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔  
管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎  
利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬  
根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞  
藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花  
三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗  
若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子